



# 広島県報

定期  
第14号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (県法規登載)	1
一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託 に関する規約の廃止 (市町行財政室)	2
換地計画に伴う字の区域の変更 (土地改良室)	3
保安林予定森林に関する旨の通知 (九件) (治山室)	4
保安林予定森林 (二件) ( "	6
解除予定保安林に関する旨の通知 (二件) ( "	7
道路の区域変更 (五件) (道路河川管理室)	8
道路の供用開始 (二件) ( "	〇
都市計画の変更 (都市企画室)	〇
海岸保全区域の変更 (港湾管理室)	〇
港湾隣接地域の変更 ( "	一
公告	
特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室)	二
県営土地改良事業の工事の完了 (二件) (土地改良室)	二
市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市企画室)	二
公安委員会告示	
遊技機の型式の検定の告示	二
公安委員会公告	
技能検定員・教習指導員審査 (大型二種・普通二種)	三

### 公布された規則のあらまし

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (規則第四号) (市町行財政室)

一 改正の要旨

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務について、規則で定めることとした事務を規定するなど必要な改正を行った。

#### 二 施行期日

平成十九年四月一日

## 規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤田雄山

#### 広島県規則第四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則 (平成十四年広島県規則第六十五号) の一部を次のように改正する。

第一条中「の施行」を「及び住民基本台帳法施行条例 (平成十四年広島県条例第二十七号) 以下「条例」という。」の施行」に改める。

第六条の次に次の三条を加える。

(本人確認情報の提供方法)

第七条 条例第三条第二項に規定する本人確認情報の提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 (平成十四年総務省告示第三百三十四号) に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第八条 条例別表第一の四十一の項の規則で定める雑誌は、県が発行する雑誌であつて知事が別に定めるものとする。

2 条例別表第一の四十二の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。

一 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)第十五条第一項第一号に該当するときの同項の規定による届出

二 広島県看護師等修学資金貸付規則第十五条第二項の規定による報告

3 条例別表第一の四十三の項の規則で定める資金は、広島県看護師等修学資金貸付規則第一条の規定による資金とする。

4 条例別表第一の四十四の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。

一 広島県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十九号)第十七条第一項第一号に該当するときの同項の規定による届出

二 広島県介護福祉士修学資金貸付規則第十七条第二項の規定による報告

5 条例別表第一の四十五の項の規則で定める資金は、広島県介護福祉士修学資金貸付規則第一条に規定する資金とする。

6 条例別表第一の四十六の項の規則で定める資金は、広島県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第十六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和五十七年広島県規則第三十七号)附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた同規則の施行の日前に貸付けの決定のあった老人居室整備資金とする。

7 条例別表第一の四十七の項の規則で定める資金は、広島県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第三十八号)以下この項において「廃止規則」という。による廃止前の広島県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和五十三年広島県規則第七十一号)第七条の規定による貸付けの決定を受けている者について、廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県障害者住宅整備資金貸付規則第一条に規定する資金とする。

8 条例別表第一の四十八の項の規則で定める貸付けは、次のとおりとする。

一 広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)第三条第一項の規定による貸付け

二 広島県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則(平成十二年広島県規則第六十二号)以下この号において「改正規則」という。(附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた改正規則による改正前の広島県中小企業近代化資金貸付規則第三条第三項の規定による貸付け

9 条例別表第一の四十九の項の規則で定める審査は、知事が別に定める表彰を受ける者(候補者を含む。)(の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認についての審査とする。

(本人確認情報の提供に係る事務)

第九条 条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則(平成十四年広島県規則第五十六号)第六

条第二項に規定する誓約書の提出の受付又はこれに係る事実についての審査

二 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第八条第一項第一号及び第二号(第十三条において準用する場合を含む。)(に規定する住所変更等の届出の受付又はこれに係る事実についての審査

2 条例別表第二教育委員会の項第四号の規則で定める届出は、勤労青少年の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)(定時制課程及び通信制課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条第三項に規定する広域の通信制の課程を含む。以下同じ。)(への修学を促進し、教育の機会均等を拡充するため、県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者として修学奨励金を貸し付けられたものが行う届出であつて知事が別に定めるものとする。

3 条例別表第二教育委員会の項第五号の規則で定める修学奨励金は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を拡充するため、県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対して修学奨励金として貸し付けられたものであつて知事が別に定めるものとする。

4 条例別表第二教育委員会の項第六号の規則で定める奨学金は、旧地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域に居住する者又はその関係者で、高等学校、高等専門学校、大学又は短期大学に進学する能力をもち、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されるながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対して修学の便宜を図るための奨学金として貸与されたものであつて知事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告

示

広島県告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第二項の規定により、昭和五十七年七月二十六日に定めた山県西部消防組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成十九年四月一日から廃止する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山



広島県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市作木町香淀字日南川三 九、三一、三一五、字神田三七七の一、三七八の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日南川三 九・三一・三一五・字神田三七七の一・三七八の一(以上五筆に

いて次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市布野町上布野字松ケ日南四七三の一、四七三の三、四七三の四、字惣敷四七五の一、四七六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ケ日南四七三の一・四七三の三・四七三の四・字惣敷四七五の一・四七六の一(以上五筆に

いて次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市吉舎町三玉字日暮目一九の一、二、二二、二四、字川隅二五の一、二六の四、二九、二七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市西区井口四丁目五七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区五日市町大字小深川字小野原七六四の一、七六七の一、七六八、七六九、七七八、七七九、八〇五、八〇六、字片山三三三、三三三三、三三三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小野原七六四の一・七六七の一・七六八・七六九・七七八・七七九・八〇五・八〇六

広島県告示第百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字毛木字立野七〇六、七〇七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立野七〇六・七〇七の一以上二筆について次の図に示す部分に限る。

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〇六・字片山三三三・三三三五(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)、三三三二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

廿日市吉和字駄荷一二九〇、一三〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字駄荷一二九〇・一三〇〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区白木町大字三田字下野原九八一から九八三まで、一〇〇二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下野原九八一から九八三まで・一〇〇二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区可部町大字下町屋字大地二六、四〇、四一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大地二六・四〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

広島県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

森林を保安林予定森林にした。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安芸区矢野町字西崎平一五、一六、字郷永六九の二、七〇の一、八二、八三の二、八四、字北尾甲三五四五、字観音谷三七七五、三七七六、三七七九、三七八一、三七八五の二、三七八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西崎平一五・一六・字郷永六九の二・七〇の一・八一・八三の二・八四・字北尾甲三五四五・字観音谷三七七五・三七七六・三七七九・三七八一・三七八五の二・三七八六(以上十四筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第二項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。  
平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安芸区中野町字上鍋倉七三三の一、七三三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上鍋倉七三三の一・七三三の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。  
平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町丸山字天津積一九の八三(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。  
平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町丸山字天津積一九の八四(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

勝田吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧		備考
	新	旧	
安芸高田市八千代町土師字湯船九二番一地先から 安芸高田市八千代町土師字湯船九二七番一地先まで	四一・三〇〇〇 四三・五〇〇〇	三〇・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇 一七・七〇一六	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	一一・三〇〇〇 四三・五〇〇〇	一一・三〇〇〇 二一・五〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル

広島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次の

区 間	新旧		備考
	新	旧	
三原市本郷町字新市五〇七九番五地先から 三原市本郷町字新市五〇七八番三地先まで	三九・〇〇〇〇 四一・〇〇〇〇	二九・〇〇〇〇 二五・〇〇〇〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	七一・〇〇〇〇	七一・〇〇〇〇	拡張

三 本郷停車場線  
道路の区域

区 間	新旧		備考
	新	旧	
三原市本郷町字内光寺沖一四三番三地先から 三原市本郷町字新市五〇七八番三地先まで	四一・〇〇〇〇 四三・五〇〇〇	三〇・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
三原市本郷町字内光寺沖一四三番三地先から 三原市本郷町字北市裏五一九三番一地先まで	四一・〇〇〇〇 四三・五〇〇〇	三〇・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇	ダブルウェイ
三原市本郷町字北市裏五一九三番一地先から 三原市本郷町字新市五〇七八番三地先まで	七一・〇〇〇〇	七一・〇〇〇〇	拡張

広島県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

のとおり変更する。  
 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。  
 平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 三次高野線
- 道路の区域

区	間	新		旧		備考
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
庄原市口和町大月字原畑六四〇番一	地先から	新	一六〇・〇〇	旧	一六〇・〇〇	備考
		旧	一六〇・〇〇	旧	一六〇・〇〇	
庄原市口和町大月字原畑五七七番九	地先から	新	一六〇・〇〇	旧	一六〇・〇〇	備考
		旧	一六〇・〇〇	旧	一六〇・〇〇	
庄原市口和町大月字上郷一四番一	地先から	新	九二〇・〇〇	旧	九七〇・〇〇	備考
		旧	九二〇・〇〇	旧	九七〇・〇〇	

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 庄原作木線
- 道路の区域

区	間	新		旧		備考
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
庄原市口和町大月字稻干場五七六番三	地先から	新	二〇〇・〇〇	旧	二〇〇・〇〇	備考
		旧	二〇〇・〇〇	旧	二〇〇・〇〇	

広島県告示第百八十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。  
 平成十九年二月二十二日  
 広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 三次高野線
- 道路の区域

区	間	新		旧		備考
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
庄原市口和町竹地谷字柄松山三〇七番三	地先から	新	七二二・〇〇	旧	八八・〇〇	備考
		旧	七二二・〇〇	旧	八八・〇〇	
庄原市高野町下門田字中井枋一四二番九	地先から	新	八八・〇〇	旧	八八・〇〇	備考
		旧	八八・〇〇	旧	八八・〇〇	
庄原市高野町下門田字火室二四二番九	地先から	新	一八三・〇〇	旧	一九〇・〇〇	備考
		旧	一八三・〇〇	旧	一九〇・〇〇	

広島県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	庄原市口和町大字原畑六四〇番一地从先から庄原市口和町大字上郷一四番一地从先まで	平成十九年二月二日
県道庄原作木線	庄原市口和町大字稲干場五七六番三地从先から庄原市口和町大字稲干場五七二番一地从先まで	平成十九年二月二日

広島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	庄原市口和町地谷字柄松山三〇七番三地从先から庄原市高野町下門田字中井枋一五九番一地从先まで	平成十九年二月二日

広島県告示第百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、庄原都市計画道路三・四・二号駅前新庄線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第百八十七号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって、昭和四十五年広島県告示第千二百号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

広島港

二 地区海岸名

西似島地区

三 地先海岸名

家下

四 区域

基点一から基点五三までの各点を順次結んだ線及び基点五三から基点一を結んだ線によって囲まれた区域。

五 点の位置(基点の標示角度は真北による)

基準点 二等三角点(似ノ島)広島市南区似島町似島国有林(北緯三四度一九分〇九秒、東経一三二度二六分二四秒、標高二七八・一二メートル)

基点一 基準点から二六八度の方向六七九メートルの点

基点二 基点一から四二度の方向七メートルの点

基点三 基点二から一五四度の方向一八メートルの点

基点四 基点三から一六八度の方向一九メートルの点

基点五 基点四から一七六度の方向三六メートルの点

基点六 基点五から一八〇度の方向六四メートルの点

基点七 基点六から一八〇度の方向三九メートルの点

基点八 基点七から一一四度の方向一四メートルの点

基点九 基点八から一四四度の方向一一メートルの点

基点一〇 基点九から二三四度の方向八メートルの点

基点一一 基点一〇から一八一度の方向六七メートルの点

基点一二 基点一一から一九三度の方向二二メートルの点

基点一三 基点一二から一六六度の方向二四メートルの点

基点一四 基点一三から一四二度の方向三二メートルの点

基点一五 基点一四から一六〇度の方向二二メートルの点

- 基点一六 基点一五から一一七度の方向六メートルの点
- 基点一七 基点一六から一八一度の方向七メートルの点
- 基点一八 基点一七から一八三度の方向七メートルの点
- 基点一九 基点一八から一七六度の方向二六メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一八二度の方向三三メートルの点
- 基点二一 基点二〇から一九九度の方向三六メートルの点
- 基点二二 基点二一から一六四度の方向七六メートルの点
- 基点二三 基点二二から二五七度の方向一二メートルの点
- 基点二四 基点二三から三三〇度の方向二五メートルの点
- 基点二五 基点二四から一九九度の方向七七メートルの点
- 基点二六 基点二五から一一四度の方向七一メートルの点
- 基点二七 基点二六から三〇九度の方向三七メートルの点
- 基点二八 基点二七から二九度の方向八五メートルの点
- 基点二九 基点二八から一八五度の方向八メートルの点
- 基点三〇 基点二九から二五二度の方向三〇メートルの点
- 基点三一 基点三〇から二四九度の方向七六メートルの点
- 基点三二 基点三一から三三四度の方向二〇メートルの点
- 基点三三 基点三二から二四九度の方向四〇メートルの点
- 基点三四 基点三三から三〇七度の方向四七メートルの点
- 基点三五 基点三四から三三二度の方向一七メートルの点
- 基点三六 基点三五から一九〇度の方向二二メートルの点
- 基点三七 基点三六から三〇三度の方向一八メートルの点
- 基点三八 基点三七から三〇三度の方向一四メートルの点
- 基点三九 基点三八から四四度の方向五五メートルの点
- 基点四〇 基点三九から一二七度の方向五四メートルの点
- 基点四一 基点四〇から七四度の方向三〇メートルの点
- 基点四二 基点四一から一七度の方向二四メートルの点
- 基点四三 基点四二から六九度の方向八一メートルの点
- 基点四四 基点四三から一五八度の方向三五メートルの点
- 基点四五 基点四四から六八度の方向一四メートルの点
- 基点四六 基点四五から四六度の方向一四メートルの点
- 基点四七 基点四六から一九度の方向九十八メートルの点
- 基点四八 基点四七から三五九度の方向五十二メートルの点
- 基点四九 基点四八から一一一度の方向五六メートルの点

- 基点五〇 基点四九から三三六度の方向七八メートルの点
- 基点五一 基点五〇から一度の方向九四メートルの点
- 基点五二 基点五一から三二九度の方向一四三メートルの点
- 基点五三 基点五二から一度の方向一二四メートルの点

広島県告示第百八十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した広島港広島地区（その七）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成十九年二月二十二日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点三七までの各点を順次結んだ線並びに最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

二 点の位置（基点の標示角度は真北による）

- 基準点 二等三角点「似ノ島」広島市南区似島町似島国有林（北緯三四度一九分〇九秒、東経一三三度二六分二四秒、標高二七八、一二メートル）
- 基点一 基準点から二六八度の方向六七九メートルの点
- 基点二 基点一から四二度の方向七メートルの点
- 基点三 基点二から一五四度の方向一八メートルの点
- 基点四 基点三から一六八度の方向一九メートルの点
- 基点五 基点四から一七六度の方向三六メートルの点
- 基点六 基点五から一八〇度の方向六四メートルの点
- 基点七 基点六から一八〇度の方向三九メートルの点
- 基点八 基点七から一一四度の方向一四メートルの点
- 基点九 基点八から一四四度の方向一一メートルの点
- 基点一〇 基点九から二三四度の方向八メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一八一度の方向六七メートルの点
- 基点一二 基点一一から一九三度の方向二二メートルの点
- 基点一三 基点一二から一六六度の方向二四メートルの点
- 基点一四 基点一三から一四二度の方向三一メートルの点
- 基点一五 基点一四から一六〇度の方向一二メートルの点
- 基点一六 基点一五から一一七度の方向六メートルの点

- 基点一七 基点一六から一八一度の方向七メートルの点
- 基点一八 基点一七から一八三度の方向七メートルの点
- 基点一九 基点一八から一七六度の方向二六メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一八二度の方向三三メートルの点
- 基点二一 基点二〇から一九九度の方向三六メートルの点
- 基点二二 基点二一から一六四度の方向七六メートルの点
- 基点二三 基点二二から二五七度の方向一二メートルの点
- 基点二四 基点二三から三三〇度の方向二五メートルの点
- 基点二五 基点二四から一九九度の方向七七メートルの点
- 基点二六 基点二五から一一四度の方向七一メートルの点
- 基点二七 基点二六から三〇九度の方向三七メートルの点
- 基点二八 基点二七から二九度の方向八五メートルの点
- 基点二九 基点二八から一八五度の方向八メートルの点
- 基点三〇 基点二九から二五二度の方向三〇メートルの点
- 基点三一 基点三〇から二四九度の方向七六メートルの点
- 基点三二 基点三一から三三四度の方向二〇メートルの点
- 基点三三 基点三二から二四九度の方向四〇メートルの点
- 基点三四 基点三三から三〇七度の方向四七メートルの点
- 基点三五 基点三四から三三二度の方向一七メートルの点
- 基点三六 基点三五から一九〇度の方向二二メートルの点
- 基点三七 基点三六から三〇三度の方向一八メートルの点

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動 法人みらい	武田 佳浩	広島県広島市南 区旭二丁目六番 五号	この法人は、障害をもつ人 (以下「障害者」という。)に 対して、地域で自立した生活 を営んでいくために必要な事 業を行い、福祉の増進を図り、 誰もが安心して暮らせるまち づくりを推進することを目的 とする。	平成一九年二月 一三日

庄原市所在の東城地区(目黒・加谷工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工  
事が平成六年十一月十四日完了した。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

庄原市所在の東城地区(持丸工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平  
成十二年九月十一日完了した。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定によって、広島市から広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路三・  
六・六〇八号中野瀬野線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受  
けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当  
該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第17号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規  
則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの

で、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年2月22日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検定番号 6S1434	検定の有効期間 告示の日 (平成19年 2月22日) から3年間	遊技機の 種類 回胴式遊技 機	型式名 アークピ ーナス- 30	申請者名(住所) 株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 廣島県相生市広沢町二 丁目3014番地の8)	製造業者名(住所) 左 同
----------------	--	--------------------------	---------------------------	---	------------------

## 公安委員会公告

広島県公安委員会公告第25号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月22日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類  
技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)
- 2 審査の期日  
平成19年3月23日
- 3 審査の場所  
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号  
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類
- ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書(写真及び審査手数料貼付のもの)  
1通

- イ 審査手数料計算表  
1通
- ウ 自動車運転免許証の写し  
1通
- エ 履歴書  
1通
- オ 運転記録証明書  
1通
- カ 住民票(本籍記載のもの)  
1通

キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し

- (2) 申請書の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

- (3) 申請書等の提出期限

平成19年3月16日





三	〇 公安委員会公告 参議院広島県選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により広島県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	〇 〇	〇 〇
三	不在者投票のできる施設の内容の変更	〇 〇	〇 〇
三	個人演説会を開催することができる施設についての変更	〇 〇	〇 〇
三	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	〇 〇	〇 〇
三	選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	〇 〇	〇 〇
三	選挙権を有する者の総数の三分の一の数	〇 〇	〇 〇
三	〇 人事委員会規則 世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〇 〇	〇 〇
三	〇 人事委員会告示 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の結果に基づく広島県職員採用(大学卒業程度)試験候補者名簿及び広島県職員採用選考資格認定(大学卒業程度)試験合格者名簿の確定及び第二次試験受験番号	〇 〇	〇 〇
三	〇 人事委員会告示 身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の実施	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会告示 指定講習機関の代表者の変更の公示	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会告示 運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会公告 技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施	〇 〇	〇 〇
三	〇 公安委員会公告 警備員指導教育責任者講習の実施	〇 〇	〇 〇
三	〇 監査委員公表 八月例月出納検査の結果	〇 〇	〇 〇

〇 正 誤  
 平成十八年八月二十四日付け広島県報(定期)第六十三号中広島県告示第七百九十六号の訂正  
 平成十八年九月七日付け広島県報(定期)第六十七号中広島県告示の訂正